九州食べきり協力店等登録実施要領（熊本県）

１　目的

この要領は、九州食べきり協力店等登録実施要綱（以下「要綱」という。）４(1)、６(1)、７，８及び１０の規定に基づき、事業の実施に関して必要な事項を定める。

２　店舗及び運動の名称

熊本県における食品ロスの削減やリサイクルに取り組む店舗の名称を「九州食べきり協力店」（以下「協力店」という。）とし、食品ロスの削減やリサイクルへの取組みを「くまもと食べきり運動」とする。

３　取り組み項目

要綱４(1)における協力店が実施する取組の区分及び内容は、別表のとおりとする。

４　登録の要件

要綱４(2)に規定される「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 暴力団

熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号、以下「県条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

県条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

県条例第２条第４号ア、イ及びウに規定するものをいう。

５　登録の手続

(1) 要綱６(1)に基づき店舗を登録しようとする事業者は、要綱様式１号を郵送、持参、ファクシミリ又はＥメールのいずれかの方法により提出するものとする。

(2) 要項６(2)に基づき、他県に所在する店舗の登録の申し込みがあった場合は、速やかに要綱様式１号の写しを店舗の所在する県の担当課に送付するものとする。

(3) 熊本市「もったいない！食べ残しゼロ運動」協力店への登録申込者が、九州食べきり協力店への登録を希望する場合は、熊本市からの情報提供をもって九州食べきり協力店として登録する。

６　登録内容の変更

要綱７に基づき変更を届け出ようとする協力店は、要綱様式２号を郵送、持参、ファクシミリ又はＥメールのいずれかの方法により提出するものとする。

７　登録の中止等

要綱８に基づき登録の中止を届け出ようとする協力店は、要綱様式３号及び交付された啓発物を郵送又は持参のいずれかの方法により提出するものとする。

８　広報及び情報提供

熊本県は、協力店を熊本県のホームページで広報するほか、予算の範囲において、フリーペーパーなどのマスメディアを活用した広報を行う。

９　その他

この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長が定めるものとする。

附　則

この要領は、平成２９年３月１日から施行する。

　附　則

この要領は、平成２９年９月２７日から施行する。